

別紙・比較表

○ 現行法の帰結

	事務所における掲示	インターネット上の公表	
オンライン専門事業者	○	任意	※1
対面専門事業者	○	任意	
併用型事業者	○	任意	※2

○ 甲案の帰結

	事務所における掲示	インターネット上の公表	
オンライン専門事業者	△ (いずれか一方で足り、他方は任意)	△	※3
対面専門事業者	△	△	※4
併用型事業者	△	△	※5

○ 乙案の帰結

	事務所における掲示	インターネット上の公表	
オンライン専門事業者	任意	○	
対面専門事業者	○	任意	
併用型事業者	○	任意	※2

- ※1 事務所に利用者等が来訪する可能性がほぼ皆無であるにもかかわらず、事務所における掲示義務が課されている。また、認証紛争解決事業者にとっても、このために一般の外部の者が立ち入ることのできる事務所を確保する必要があるという負担がある。
- ※2 事務所における掲示のみがされる可能性があるため、オンライン上でのみ手続を利用する利用者等にとっては、情報提供を受ける機会がない。
- ※3 事務所に利用者等が来訪する可能性がほぼ皆無であるにもかかわらず、事務所における掲示のみがされる可能性がある。
- ※4 インターネット上の公表のみがされている場合には、事前に HP 等を確認していない利用者等にとっては、情報提供を受ける機会がない。
- ※5 インターネット上の公表のみがされている場合には、事前に HP 等を確認していない利用者等にとっては、情報提供を受ける機会がないし、事務所における掲示のみがされている場合には、オンライン上でのみ手続を利用する利用者等にとっては、情報提供を受ける機会がない。